

令和4年7月22日

児童発達支援サービス支給量についてのお知らせ

平素は、本市障害福祉行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

この度、障害福祉支援制度の見直しを行うこととなりました。

児童発達支援サービスの支給量の基準は「5日/月」と変わりはありませんが、下記のとおり手続きしていただくことで、必要量の支給量への引き上げを行います。

【必要書類】

- 障害児通所給付費支給変更申請書（太枠部分を記入）
- 計画書類（セルフプランの方はセルフプラン様式）
- 「原則の日数」を超える支給決定が必要な理由書
（保護者の方に記載していただく書類です。）
- 障害児通所支援の基本支給量超過に関する事業者意見書
（5日を越えた以降の事業所全てに記入してもらってください）

児童発達支援は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な療育支援です。お子様の状況・必要に応じたご利用の申請・利用をよろしく願いいたします。

桜井市 社会福祉課 障害福祉係

TEL : 0744-42-9111（内線 2121・2122）